

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和5年3月29日(水) 14:00～15:50

場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

出席委員 町川委員、高木委員、田中委員、田村委員、村田委員、阿部委員、前橋委員、  
長橋委員、北村委員

事務局	平塚市福祉部	岩崎福祉部長
	福祉総務課	小菅課長、杉崎課長代理、木村主査、石原主事
	高齢福祉課	横山課長代理
	障がい福祉課	村田課長代理
	生活福祉課	山口課長代理
	平塚市社会福祉協議会	高橋常務理事長事務局長、遠藤課長
	成年後見利用支援センター	田中班長

傍聴者 0人

(議題)

- 1 正副会長の選出
- 2 令和4年度成年後見制度に関する取り組みについて
  - ア 平塚市の中核機関の取り組みについて
  - イ 市長申立て、報酬助成について
- 3 令和5年度成年後見制度に関する取り組みについて
- 4 その他
  - 次期リーディングプランの策定について

【配布資料】

- ・平塚市附属機関設置条例
- ・平塚市成年後見利用支援センター設置規則
- ・令和4年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第・委員名簿・事務局名簿
- ・資料1 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度業務概況
- ・資料2 平塚市成年後見利用支援センター令和4年度相談件数及び会議開催状況(2月末現在)
- ・資料3 令和4年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況
- ・資料4 平塚市における市民後見人養成の状況(令和5年2月末現在)
- ・資料5 令和4年度ケース検討調整会議開催状況
- ・資料6 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会平塚市成年後見利用支援センターにおける諸会議設置運営要領

- ・資料 7 成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」
- ・資料 8 中核機関の役割と流れ
- ・資料 9 平塚市成年後見利用支援センター 第一期ケース検討調整会議(R4・5年度)会議開催日程
- ・資料 10 平塚市の市長申立と報酬助成の状況
- ・資料 10-①平塚市市長審判請求実施要綱
- ・資料 10-②要請書の流れ
- ・資料 11 令和 5 年度(2023 年度)平塚市成年後見利用支援センター事業計画
- ・本計画書の進行管理・推進体制イメージ
- ・平塚市成年後見制度利用促進懇話会要綱

- 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明
- 委嘱状交付
- 会長、副会長の選出。互選により町川委員を会長、田中委員を副会長に選任。
- 委員自己紹介

これより会長による議事進行

会長

はじめに、議題 2 「令和 4 年度成年後見制度に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いいたします。

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について、資料 1 から 9 まで平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）から説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。御質問や御意見、補足すべきところがありましたら、お願いいたします。

委員

手をつなぐ育成会にも出張講座で来ていただき、みなさんと勉強ができてとても良かったです。ひとつ質問があります。資料 3 の 11 番ですが、事業所に行かれたときの出張講座の内容について、どのような内容だったのか、教えていただきたいです。

事務局（センター）

福祉関係事業所側からの聞きたいという内容と、福祉事業所に通う御本人たちの親目線で聞き

たい話という内容、この大きく2点です。成年後見制度の基本的な部分について、事業所の職員の方も知りたい部分があったと思いますし、また、家族の立場で制度を知りたいという部分、この2つがあったと思います。このほか、通っている方々の親御さんたちからすると、親亡き後のことで、どこまでのことを、どのタイミングで考えるとよいかということについても、基本的には成年後見制度とは何かという講座ということですが、さらに依頼者側の気になる部分についても、個別に講座が終わった後も相談を受けたという状況です。

#### 委員

ありがとうございます。養護学校を卒業すると、皆さん横のつながりがなくなり、個々の事業所の単位という生活になってきます。事業所の方に、成年後見制度の知識をもっといただいたり、母親たちも、もやもやしているような話を聞いてもらって、知識を得られる機会が貴重だと思います。このように、事業所からの出張講座の要望が増えるといいなと思います。あと、もうひとつは感想になりますが、資料3の裏面の35番、「権利擁護講演会」を視聴しました。とても内容が良かったです。事例があると自分の身近なこととして考えやすく、このような支援体制がとられるなら安心だなと感じました。また視聴したいと感じました。

#### 会長

他に何かございますか。

#### 会長

私からよろしいでしょうか。今の議題は、平塚市の中核機関の取り組みということですが、中核機関として、こういうことに力をいれていきたいということが、1年やってきて出てきているのではないのでしょうか。今後の方向として、どのようなことを考えているのか教えてください。

#### 事務局（センター）

平塚市成年後見利用支援センターは、平成26年度に立ち上げていますが、当初から広報と相談をメインに実施してきました。中核機関になっても、基本的には広報と相談を軸にしています。そのような中で、福祉関係者や市民にとっても、なかなか制度が難しく、わかりづらいという声はございました。今までは手作りのリーフレットでしたが、中核機関となり、業者に依頼して、お手元にあるセンターのリーフレットを作成しました。こんなときはぜひ相談してください、として、制度のことだけでなく、付随する親亡き後のこと、将来の暮らしの相談という形で、相談にのれるように、広報、周知をしています。制度の一般的なことを個別相談ではなく、敷居が高くないところでまず1回聞きたいという方、個別だと財産のことなど話しにくい部分がありますが、制度講座に参加してみて、終わったあとで、もう少し聞いてみたいということ、一回聞いている中で個別に相談したいということにつながったことが、大きく成果があったことと感じています。それが来所相談の増加につながったと思います。講座に来て、配布物を希望する方にはチラシを送っています。わからないことを対応できるように、こちらから周知できることをしています。土台としては広報と相談は変わりなく、今後も強化していきたいと考えています。

会長

ありがとうございました。そのほかに何かございますか。

委員

資料3を見せていただいて、町内福祉村や地区社会福祉協議会というのがいくつかありますが、高齢の単身世帯などは情報が届きづらいことや、孤立ということもあります。民生委員や地域包括支援センターでも、色々やっているとありますが、地域包括支援センターに届かない人たちもいます。地域との連携がどうなのか。民生委員さんや地区社会福祉協議会など、地域で活動している人たちに対してはどうなのか。少ないかなという印象なので、いかがでしょうか。

事務局（センター）

委員がお話されたように、出張講座で資料3の4番や、地区社会福祉協議会や町内福祉村から出張講座の依頼はあります。実際の声としては、民生委員さんについてはこの表には載っていないですが、3月9日以降にも依頼がありました。自分たちだけでは制度の説明が難しいということでしたので、ぜひセンターを活用してくださいとお話しました。その中で説明を聞いて、そこから個別ケースをどう対応するかということは、ケースによると思います。個人情報のこともありますが、まずはセンターに相談してください、とお話しています。ケースバイケースですが、多職種が連携できるケースなのか、もしくはセンターで1度アセスメントをした中で、ちがった方向性や手段、声掛けができるのではないかとセンターでも話し合った中で、情報提供し、実施してみたけれど、法律的な観点が違う部分が必要だったというケースもありました。お互い、コミュニケーションをとりながら、連携できたらいいなと感じています。

委員

後見制度というのは、とても個別性が高いと思います。なかなか地域の人が、隣の人の財産のことまで聞くというのはかなり難しい話です。「後見センターよりそい」があるということ。よりそいがあるので、そこへつないでもらうこと。センターを広報していくというスタンスで広げていくのがいいのかなと思います。

会長

センターに期待されている役割という部分から御意見をいただきたいのですが、相談機能をどう考えていくのか。中核機関であるセンターに何が期待されているのかというと、家庭裁判所は遠いですから、もう少し身近に相談できるようなところがあればいいと思います。どのような方が相談してきてほしいのかというと、恐らく親族後見人だと思います。親族後見人に選任された方、もしくはこれから選任されようとしている方、このような方々が毎回、家庭裁判所に行って相談するのではなくて、センターに相談してもらい、個別の相談の中で後見の仕事をすすめていけるようにするような、相談しやすい窓口になることが期待されていると思います。現状として、このような機能をもっていくための活動をどういう形でしているのか。よりそいのリーフレット

を家庭裁判所の窓口において、平塚市民の中で親族後見人に選任されたら、お渡しすることはしていると思いますが、それ以上に、平塚市民で、すでに親族後見人に選任されている方に、裁判所から「平塚市には中核機関があるので、そちらに相談してみてもはどうですか」と宣伝してもらえないかと思います。市民の中で親族後見人としての活動がしやすくなるように、そういう方々の相談を大事にしていくというのは、中核機関として期待されている役割だと思います。一般の市民の方々に広報するよりも、ピンポイントで必要なところに「相談しませんか」と伝えていくような活動をお願いできないかと思います。

#### 事務局（センター）

親族後見人については、選任時と定期報告時に、よりそいのリーフレットを家庭裁判所に同封していただいております。また、家庭裁判所へ直接来所した場合にも、お渡ししていただいております。令和4年11月からのことですので、まだそれほど期間が経っていませんから、今後、家庭裁判所経由で、センターにつながってくるのか、数字をみていきたいと思います。家庭裁判所からの情報がなく、親族後見人が平塚市内のどこにいられるのかはわからない状況です。このような中で、親族後見人になろうとしている方の「親族後見予習セミナー」を実施した後に、親族後見人になられている方の「親族後見人研修会講習会・交流会」を実施しています。参加人数はあまり多くはないですが、親族後見予習セミナーや研修講習会・交流会の参加者について、当センターのリーフレットや講演会等の案内を継続して周知しています。これにつきましては、親族後見人がいられるような団体や法人にもお声をかけています。そこから参加したいという人もいます。個別にアプローチしていける部分も継続して実施していきたいと思います。

#### 会長

どうもありがとうございました。その他に何かございますか。  
それでは、続いて、イについて説明をお願いします。

イ 市長申立て、報酬助成について、資料10、10-①と10-②について市担当者から説明。

#### 会長

只今、事務局から説明がありましたが、御質問や御意見等ありましたら、お願いいたします。  
よろしければ、次の議題に移りたいと思います。議題3「令和5年度成年後見制度に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いいたします。

令和5年度成年後見制度に関する取り組みについて、資料11をセンターから説明

#### 会長

只今、事務局から説明がありました。御質問や御意見ありましたら、お願いいたします。

#### 委員

当法人の受任者数は29名ですが、成年後見制度の申立をする方が市長申立も含めて、それなりの年齢になってきています。以前、事務局会議で、法人としてあと何人くらい受任できるか、という話題になったことがあります。そのときに、もっと仲間を増やしたいという声がありました。せっかく市民後見養成講座をやっているから、卒業した方が、そのまま終わられるというのも寂しいと思います。当法人は月1回定例会で、後見活動している方は、その活動状況を報告していますので、ぜひ見に来ていただいて、「こんなに楽しそうにやっているんだ」ということを、見ていただければと思います。仲間を増やす機会になりますし、そんな活動を期待しています。そういう風にして、色々な方が平塚市の中で後見できる人が受任できれば、ますます制度が使いやすくなるのではないかなと思います。代官町に事務所はございますので、ぜひ、気楽に来ていただければと思います。お越しいただければもっと具体的に説明できますし、こんな感じなのかということも伝わるとと思いますので、お願いしたいです。

会長

ありがとうございます。他に、何かございますか。

事務局（センター）

今年度は市民後見養成講座の第8期の基礎研修を実施しましたが、その前に説明会を動画配信しました。その中でNPO 成年後見湘南さんにも御協力いただいて、NPO 法人の活動を配信していただきました。御協力ありがとうございました。そういった形で今後も連携できるところは協力しながらやっていきたいと思っています。

会長

ありがとうございました。

会長

今のお話に関連して、市民後見人養成の第1期から7期の基礎研修は、多くは平日にやってくれたと思います。これまで平日休みがとれずになかなか受講できなかったという方が、動画配信であれば、現役世代の方が受講できる可能性が広がると思います。そうすると、市民後見人の担い手の世代が若くなると思いますし、2回、3回と何人も後見人をしていただける方も出てくるだろうと思います。先程の前橋委員がおっしゃっていたように、町の中に後見人の担い手がいることに近づいていくのではないのでしょうか。動画配信を使って、土日に基礎研修を行うということ、今後考えられないでしょうか。

事務局（センター）

動画配信をするメリットはあると同時に、動画視聴ができない、機械が難しい方もいらっしゃるから、ハイブリッドで、多様などちらも受講できるようなしくみが必要というように感じます。あとは、動画配信のみですと一方通行になってしまうので、直接その場で質問したいという方に対して、どのようにリアクションしていくのか方法を考える必要があると感じています。

会長

課題は色々あると思いますが、ぜひ広げていくために色々検討していただければと思います。ちなみに弁護士会では、動画で受講した場合は、受講後に弁護士会のフォームに感想を書かせて、本当に動画受講しているのかを監督したりしています。色々やり方はあると思います。休みが平日取れない人のためにも門戸を開けるような市民後見人養成ができればと思います。

会長

その他にありますか。

委員

今後、2026年に向けて民法改正により、成年後見制度が大きく変わってくると思います。この改正で、後見制度を利用する時期や内容について限定的にやっていくということになりますので、今後はよりいっそう、いつも後見人がいるわけではないという状況になり、どういう姿になるのだろうかと思っています。来年度は次期平塚市成年後見制度利用促進計画の策定もあり、26年からの民法改正の姿は、成年後見制度のあり方も大きくかわってきます。ニーズがある人に権利擁護をするしくみというのが、今の姿とはきっと変わってきます。そうすると、もっと身近に、地域で権利擁護を進めていくということ、気付くということをきっちりやっついていかないと、済まなくなってくるのではないかと思います。平塚にそういったしくみを作るためには、士業だけでなく、ケース検討調整会議では、きっと、恐らくこれは専門職が候補者になるのか、でも今の課題を解決すれば、市民後見人や地域に根付いた法人後見の方が良いのではないかと等、色々な後見のスタイルが考えられることになってくると思います。そのときに、国の第二期基本計画にある担い手の育成というのが、すごくポイントだと思います。NPO法人、社会福祉法人など法人後見のしくみや、広い視野で進めていくことを考えていかないといけないのではないかと思います。これからも広く、専門職後見だけでなく、親族後見も含めて、市民後見も含めてオール平塚で後見制度の土台、多様なものを用意していくことを考えないといけないと思います。相互交流していくのが良いと思います。ただ、担い手の増えると、今度は後見の中身が大事になってきます。何をしているかわからないでは、権利擁護できません。後見人の不正問題など、法人後見についても、本当に本人のためにやれているのか、負担が増えるほど、不正についての監督機能や苦情の問題が広がってくるので、そこも含めて考えていかないといけないと思います。

ところで先程のお話で、NPO 成年後見湘南では、市民に対する広報活動をしていますか。

委員

当法人は今年20周年となります。独自に市民に対する広報ということでは、先程の市民後見人養成基礎研修の前の説明会に参加をしています。また、NPO 成年後見湘南のホームページがございます。代表理事がタウンニュースに出たことがきっかけです。

生きがい事業団ほど人数が多くないですが、退職間近となり時間が増えてやってみようと思、そういう時間ができた方が担当しているのが正直なところです。それでも担い手が増えることに

なりますので、法人としても、毎日事務所が開いているわけではないのですが、見学される方が増えていくとよいと思っています。

## 会長

ある程度長い目で見たときに、中核機関が何を目指すべきなのかということが、今の話の中に大きなヒントがあると思います。士業だけではなく、親族後見人や市民後見人など、町の中にいる方に後見人の担い手になっていただき、それをどうサポートするか。サポートを強い表現で言いますとどう監督するか、というのが問題だと思っています。それを将来的にどこへもっていくのかというビジョンを徐々に持つ必要があると思います。例えば今の段階で、市民後見人というのは、法人後見と伴走形をとっていますが、市民後見人の中には、この方だったら、お一人で大丈夫ではないかという方を一人立ちさせてみて、その人をどう監督するか。市民後見人と後見に関する管理契約みたいなものを中核機関が結んで、裁判所よりもさらに厳しい財産管理のチェックをしていく。例えば、預金通帳をすべて預かって、カードのみを持たせて、預金通帳を頻繁に記帳して監督していけば、20人になっても、100人くらいになっても記帳するだけなので、監督するのはそれほど手間がかかららないのではないかと思います。そのようなことを仮に試してみるのにはありなのではないかと思います。それが上手くいければ、広げていけることになるわけです。そういうことを試行錯誤してみてもおかしくないのではと思っています。士業だけでは手が足りなくなってくるだろうと思います。中核機関が立ち上げを要請されたのは、裁判所が手をまわらないことをやってほしいということが求められていると思っています。そこに答えるために何をするのかを考えていくこと、それが私たちに委ねられていると私は思っています。

他に皆さん、何かございませんか。

## 委員

市民後見人の養成にもかかわることと思いますが、現場で活動していると、成年後見人を選任すると、専門職にすごく報酬をとられてしまうというのが、皆さんがこの制度を申ししない一つの原因になっているのではないかと考えています。ただ、それは誤解であることを周知していただきたいです。絶対に親族が選ばれないですよ、と相談に来る方もいらっしゃいますが、そういうわけではないということをまず広報していただきたいです。親族後見人を考えている方には、このリーフレットに書いてもらえるといいかなと思います。決して親族後見人が選ばれてないわけではなくて、親族がいられない方に対して、今、士業が担っていたり、市民後見人が担っているという現状を正しく広報していただきたいというのが1点です。

裁判所も恐らく親族後見人がいられる方は、なるべく親族を、という方針で進んでいるようです。候補者がいる人の申立、例えば「高齢の両親がいて自分が後見人になるときの講座」などを開くのがいいのではないかと思います。具体的には、先程の動画配信のところにつながると思いますが、市民後見人としての単位をとらなくてもいいけれど、後見人になったらこういうことをするという学ぶ場として動画配信をする、それをハイブリッドでやる。単位にとって市民後見人になる方は、司法書士会でよくやる方法ですが、動画配信で1時間くらい講座を聞いて、講座に関するクイズが画面に出て、それに正解しないと次に進めない等のシステムをとると、きちんと動



画みているかどうかチェックすることができます。そうすると、ハイブリッドで、市民後見人養成ということと、親族に対する誤解が解けるのではないかと思います。思いついたアイデアですが、このようなことを実施していただけると、利用促進につながるのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。その他に何かございますか。

どうもありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

事務局（市課長）

ありがとうございました。この後、議題4その他として、次期リーディングプランの策定について説明をさせていただきたく思います。

事務局（市課長代理）

先程、田中委員からの御質問がありました、地域団体の周知のところで、お答えできずに申し訳ありません。ひとつ補足させていただきます。今回、市として取り組んだのは、民生委員児童委員が改選になり、活動の手引きを見直す機会がありました。その際、よりそいのページを作りまして、周知を図る、知っていただくことは行いましたので、御報告させていただきます。

議題4について、福祉総務課から説明

地域福祉策定委員会に成年後見制度利用促進懇話会より代表として長橋委員を選出

事務局（市課長）

それでは、本日予定していた議題はすべて終了しました。長時間にわたり、貴重な御意見、検討に向けての視点や御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。来年度も委員の皆様のお助言をいただきながら前に進めていきたいと思っております。今後どうぞよろしくお願いいたします。これをもって平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。